

電子提供措置の開始日2025年5月30日

第213期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

当行の株式に関する事項
当行の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
財務及び事業の方針の決定を支配
する者の在り方に関する基本方針
業務の適正を確保する体制
会計参与に関する事項
株主資本等変動計算書
計算書類の注記
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の注記

(2024 年 4 月 1 日から)
(2025 年 3 月 31 日まで)

株式会社 山形銀行

1 当行の株式に関する事項

- ① 株 式 数 発行可能株式総数 59,670千株
発行済株式の総数 32,216千株（うち自己株式 2 千株）
- ② 当年度末株主数 18,145名
- ③ 大 株 主

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,198 ^{千株}	6.82 [%]
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,222	3.79
両 羽 協 和 株 式 会 社	1,209	3.75
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	708	2.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	669	2.07
住 友 不 動 産 株 式 会 社	605	1.87
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	497	1.54
野村信託銀行株式会社（山形銀行従業員持株会専用信託口）	445	1.38
株 式 会 社 合 同 資 源	413	1.28
株 式 会 社 青 森 み ち の く 銀 行	373	1.15

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は自己株式 2 千株を保有しておりますが、上記記載から除いております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当行株式147千株および、「山形銀行従業員持株会専用信託」導入において設定した野村信託銀行株式会社（山形銀行従業員持株会専用信託口）所有の当行株式445千株を含んでおりません。また、持株比率は、自己株式を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 当事業年度中に当行役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	1 名	11,680 株
社 外 取 締 役 （監査等委員であるものを除く）	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

- (注) 1. 職務執行の対価として交付された株式は、役員報酬BIP信託制度に係るものであります。
2. 株式の数に0.7を乗じた数（当行の単元株式数に満たない部分は切り捨てるものとする）の会社株式を対象者に交付し、残りの会社株式を株式市場において売却のうえ、その売却代金を対象者に給付しております。

2 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 (当行の監査の職務を行った 指定有限責任社員の氏名) 業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 業務執行社員 公認会計士 久保澤 和彦	56	当行監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当行、当行子会社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、56百万円であります。

3. 金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 補償契約

該当事項はありません。

④ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任が適当であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任について株主総会に付議いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、監査品質および独立性等を総合的に検討し、再任もしくは不再任の決定を行います。

4 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

5 業務の適正を確保する体制

当行取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

- (1) 当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および取締役会はコンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し実践します。
 - ② 行動規準を当企業集団のコンプライアンスの基本に位置付け、コンプライアンス関連規程、業務に関連する各種法令等をコンプライアンス・プログラムや各種研修等において職員に周知し、コンプライアンスが企業文化として定着するよう徹底します。
 - ③ リスク統括部がコンプライアンス関連事項を統括し、当行の各部室店および子会社に配置されたコンプライアンス責任者・担当者を通してコンプライアンス関連の各種施策を実施します。
 - ④ コンプライアンスに関する各種施策は取締役会において意思決定するとともに、運用状況について、コンプライアンス・リスク管理に関する協議機関であるリスク管理会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ⑤ 反社会的勢力に対しては、断固として対決し、介入を阻止します。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、営業店・子会社および本部の連携を中心に警察を始めとした外部専門機関とも連携し、組織として対応する態勢を確立します。
- (2) 当企業集団の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録を始めとする各種議事録や各種稟議書類等は、保存、管理、処分方法等を定めた各種規程に基づき、適切かつ厳正に取り扱います。
 - ② 情報セキュリティに関する規程に基づき、各種情報や書類等の漏えい、滅失、紛失等を防止します。
- (3) 当企業集団の損失の危険の管理（リスク管理）に関する規程その他の体制
 - ① 取締役は、当企業集団の業務の健全性および適切性確保のため、経営計画や業務の規模・特性等を踏まえ、統合的リスク管理および各種リスクの管理機能の実効性確保に向け

た態勢を確立します。

- ② リスク管理に関する重要事項は、取締役会において意思決定するとともに、その運用状況について、リスク管理会議やALM会議等において定期的に協議を実施し、検証します。
 - ③ リスク統括部を統合的リスク管理部署として、リスク管理の基本規程である統合的リスク管理規程に定める基本原則や責任体制に基づき各種リスクの統合的管理に取り組みます。
 - ④ 危機管理規程および関連マニュアルを周知・徹底するとともに、災害や各種障害、事件・事故等の緊急事態の発生に備え、定期的に緊急時の対応訓練を実施します。
- (4) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は取締役会規程のほか、組織規程等に定める職務分掌や職務権限等に基づき、指揮命令、使用人との役割分担を実施し、その職務執行の効率性を確保します。
 - ② 取締役会は経営計画を定め、業績目標を明確化するとともに、その達成・進捗状況について定期的に確認します。
 - ③ 業務の合理化・効率化を進め、効率的な取締役の職務執行態勢を確立します。
- (5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役が子会社の業務の適正について監督するとともに、人事交流、情報交換を密にし、当企業集団の連携態勢を確立します。
 - ② 関連会社管理規程等に基づき、コンプライアンス・リスク管理に関する事項や取引条件等の経営上重要な事項について協議するとともに、子会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の整備・機能強化を指導します。また、定期的に子会社から業務執行状況や財務状況等の報告を受け、当企業集団の業務の適正を確保します。
 - ③ 会計に関する各種法令や基準等を遵守し、当企業集団の財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を確立します。
- (6) 内部監査部門による内部統制システムの監査の体制
- ① 監査部は内部統制システムの有効性および機能発揮状況等について、当行および子会社に対し定期的に監査を実施し、改善を要請するとともに、その結果を取締役会および監査等委員会に報告します。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（補助使用人）について、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、その人数、地位等の具体的な内容について決定します。

- ② 補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立してその職務を遂行します。
 - ③ 補助使用人は、その職務を遂行するために必要な調査、会議出席、情報収集等を行うことができます。
 - ④ 補助使用人の異動・評価等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定します。
- (8) 当企業集団の取締役（監査等委員である取締役を除く）・その他使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査等委員会に報告するための体制
- ① 当行は、当企業集団の役職員が法令等の違反行為等、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実やその他重要事項について、当行の監査等委員会に報告する態勢を確立します。
 - ② 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの構築・運用状況等について、監査等委員会に報告します。
 - ③ 監査等委員会は、監査部と緊密な連携を保ち監査を実施するとともに、いつでも取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に対して、報告を求めることができます。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行は、監査等委員会へ報告を行った当企業集団の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当企業集団の役職員に周知徹底します。
- (10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員会が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (11) その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、監査等委員による重要な会議等への出席、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧することで、業務の執行状況等について監査するとともに、定期的に代表取締役等と意見交換を行います。
 - ② 監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見および情報交換を行うとともに、職務の執行に際して必要な場合には、弁護士等の外部専門家を活用します。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保
取締役会を原則毎月開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他の重要事項について、協議・決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

さらに、迅速な経営判断および業務執行を行うために、頭取をはじめとする役付取締役および常務執行役員で構成する常務会を原則毎週開催しており、取締役会より委任を受けた事項やその他経営全般に係る事項について協議・決定するとともに、業務執行に関する主要な報告を求めています。

- (2) リスク管理体制

リスク管理の基本方針などの重要事項につきましては、取締役会が半期毎に見直しを行うほか、関連規程の改廃は、取締役会で協議・決定しております。

また、コンプライアンスを含めたリスク管理のモニタリングの徹底を図るため、リスク管理会議およびALM会議を常務会として定期的に開催しております。

加えて、リスク統括部を設置し、リスク管理の基本規程である「統合的リスク管理規程」に定める基本原則や責任体制に基づき、各種リスクの統合的管理に取り組んでおります。

さらに、監査部を内部監査部署とし、被監査部門に対しての独立性を確保したうえで、関連会社を含む全部室店を対象に業務運営・管理およびリスク管理の適切性・有効性を監査しております。

- (3) コンプライアンス態勢

半期毎に取締役会にてコンプライアンス・リスク管理方針を定め、運用状況をリスク管理会議で協議し、検証するほか、コンプライアンスに関する各種施策を取締役会にて決定しております。また、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引の遮断などについてリスク管理会議で協議し、その内容を取締役会に報告しております。

- (4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、グループ会社の業務執行について重要性に応じて、当行の取締役会や常務会等の決裁を受ける体制を整備しております。

また、グループ会社代表取締役による定例会議を原則として毎月開催し、業務報告および意見交換を行っております。

- (5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会の監査につきましては、各取締役に対する牽制機能を果たすほか、重要会議

への出席、取締役・内部監査部門等から執行状況の聴取、営業店・関連会社の往査などを定期的に実施し、その結果を監査等委員会において報告を行い、全監査等委員の認識と課題、情報の共有を図っております。また、会計監査人との連携として、監査等委員会は会計監査人との協議を随時実施し、相互に連携・情報交換しながら監査を実施しております。

6 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第213期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,008	4,932	—	4,932	7,076	116,020	3,506	126,602
当期変動額								
剰余金の配当							△1,124	△1,124
当期純利益							3,923	3,923
別途積立金の積立						500	△500	—
自己株式の取得								
自己株式の処分			△143	△143				—
自己株式の消却			△454	△454				—
利益剰余金から資本剰余金への振替			598	598			△598	△598
土地再評価差額金の取崩							18	18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	500	1,719	2,219
当期末残高	12,008	4,932	—	4,932	7,076	116,520	5,225	128,821

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△882	142,661	△10,600	△374	1,354	△9,620	133,040
当期変動額							
剰余金の配当		△1,124					△1,124
当期純利益		3,923					3,923
別途積立金の積立		—					—
自己株式の取得	△1,075	△1,075					△1,075
自己株式の処分	730	586					586
自己株式の消却	454	—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
土地再評価差額金の取崩		18					18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△10,388	244	△54	△10,197	△10,197
当期変動額合計	109	2,328	△10,388	244	△54	△10,197	△7,868
当期末残高	△773	144,989	△20,988	△129	1,299	△19,817	125,172

第213期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として過去5算定期間の貸倒実績率に基づき、正常先債権は今後1年

間の予想損失額を、要注意先債権は今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。なお、将来見込み等必要な修正を加えて予想損失額を算定する場合があります。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額が一定額以上の先については、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を当該残額から除いた額を、それ以外の先については、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員及び執行役員への賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日付から損益処理

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が現金である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、全体で損の場合は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 8,078百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「重要な会計上の見積り 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役及び取締役を兼務しない執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、「取締役等」という。）を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を導入しております。

1. 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における帳簿価額は199百万円であります。
- (3) 信託が保有する自社の株式の期末株式数は147千株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当行の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

山形銀行従業員持株会（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当行が信託銀行に「山形銀行従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」という。）を設定し、E-Ship信託は、今後2年7ヶ月にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当行株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当行からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における帳簿価額は569百万円であります。
- (3) 信託が保有する自社の株式の期末株式数は445千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度 570百万円

注記事項

(貸借対照表関係)

1. **無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）**により貸付けている有価証券が、国債に4,903百万円含まれております。
2. **銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権**は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,742百万円
危険債権額	10,121百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	6,642百万円
合計額	20,506百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. **手形割引**は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,909百万円であります。

4. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 209,270百万円

担保資産に対応する債務

預金 18,492百万円

借用金 103,588百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,676百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金166百万円及び中央清算機関差入証拠金20,000百万円が含まれております。

5. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、539,248百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が513,826百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

1,808百万円

7. **有形固定資産の減価償却累計額**

20,800百万円

8. **有形固定資産の圧縮記帳額**

1,742百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は22,226百万円**であります。

10. 取締役との間の取引による**取締役に対する金銭債権総額**

10百万円

11. **関係会社に対する金銭債権総額**

9,419百万円

12. **関係会社に対する金銭債務総額**

6,623百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	434百万円
役務取引等に係る収益総額	62百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	15百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	3百万円
役務取引等に係る費用総額	729百万円
その他の取引に係る費用総額	244百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の営業店舗等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額67百万円を**減損損失**として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失	場所
遊休資産	遊休資産2カ所	土地、建物及び動産	67百万円 (うち土地35百万円)	山形県

営業用店舗については、グループ一体営業におけるグループ単位ごと（ただし、グループ一体営業を行っていないところは営業店単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各グループ、又は各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「不動産鑑定評価基準」や「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」等に基づき算定しております。

3. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	山銀保証サービス株式会社	所有 直接 100%	当行ローンの 被保証 預金取引 役員の兼任	貸出金被保証	516,213	—	—
				保証料の支払	657	—	—
				代位弁済金の受取	138	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 山銀保証サービス株式会社との取引については、すべて通常の取引であり、一般の取引条件と同様であります。

(2) 役員及びその近親者等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社ハッピープロ ダクツ (注2)	70	—	与信 取引先	資金の 貸付	1,870	貸出金	1,870
	株式会社ハッピージャ パン (注3)	73	被所有 直接 0.89%	与信 取引先	資金の 貸付	1,007	貸出金	900
	男山酒造株式会社 (注4)	35	被所有 直接 0.02%	与信 取引先	資金の 貸付	117	貸出金	113
役員及びその 近親者	松田 純一 (注5)	—	—	与信 取引先	資金の 貸付	36	貸出金	33

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、他の取引先と同一であります。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
2. 株式会社ハッピープロダクツは、取締役原田啓太郎氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。
3. 株式会社ハッピージャパンは、取締役原田啓太郎氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。
4. 男山酒造株式会社は、元取締役尾原儀助氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。なお、尾原儀助氏は2024年6月21日付で当行取締役を退任しておりますので、関連する取引先の取引金額については同日までのものを、期末残高については同日現在残高をそれぞれ記載しております。
5. 松田純一氏は2024年6月21日付で当行取締役を退任しておりますので、関連する取引先の取引金額については同日までのものを、期末残高については同日現在残高をそれぞれ記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	507	828	741	594	注1,2,3
合 計	507	828	741	594	

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が147千株、山形銀行従業員持株会専用信託が保有する当行株式が445千株含まれております。
2. 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|--|-------|
| 単元未満株式の買取による増加 | 0千株 |
| 役員報酬BIP信託による当行株式の取得による増加 | 24千株 |
| 信託型従業員持株インセンティブ・プラン
（山形銀行従業員持株会専用信託）導入による増加 | 445千株 |
| 定款の定めによる取締役会決議により買い受けたことによる増加 | 358千株 |
3. 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------------|-------|
| 役員報酬BIP信託による当行株式の交付による減少 | 11千株 |
| 会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少 | 283千株 |
| 定款の定めによる取締役会決議に基づく自己株式の処分による減少 | 445千株 |

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	2,628	2,647	18
	そ の 他	—	—	—
	小 計	2,628	2,647	18
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	9,993	9,953	△40
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	19,397	19,160	△237
	そ の 他	—	—	—
	小 計	29,391	29,113	△278
合 計		32,020	31,760	△259

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	1,040
関 連 法 人 等 株 式	—
投 資 事 業 組 合 等 出 資 金	1,753
合 計	2,794

4. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	21,638	9,710	11,927
	債 券	18,595	18,344	250
	国 債	—	—	—
	地 方 債	17,893	17,642	250
	短期社債	—	—	—
	社 債	702	701	0
	その他	88,804	85,108	3,696
	外国債券	19,558	19,361	197
	そ の 他	69,246	65,747	3,498
	小 計	129,038	113,164	15,874
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	2,172	2,490	△318
	債 券	344,739	363,294	△18,554
	国 債	111,988	121,380	△9,392
	地 方 債	136,401	141,294	△4,892
	短期社債	—	—	—
	社 債	96,349	100,619	△4,270
	その他	288,767	313,491	△24,723
	外国債券	47,548	48,460	△911
	そ の 他	241,218	265,030	△23,812
	小 計	635,678	679,275	△43,597
合 計		764,717	792,440	△27,722

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非 上 場 株 式	1,784
組 合 出 資 金	13,791
合 計	15,576

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	13,544	5,762	268
債 券	82,608	105	5,267
国 債	70,398	35	5,247
地 方 債	11,014	70	14
短期社債	—	—	—
社 債	1,195	—	4
その他	75,462	1,354	3,630
合 計	171,615	7,222	9,165

7. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券250百万円について、債券の発行者の信用状態が著しく悪化したため保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、50百万円（うち社債50百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日の時価が取得価額に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合等であります。

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	20,815	20,692	122	122	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,169百万円
有価証券償却	499
減価償却費	381
その他有価証券評価差額金	8,658
繰延ヘッジ損益	59
その他	1,798
繰延税金資産小計	13,567
評価性引当額	△4,514
繰延税金資産合計	9,053
繰延税金負債	
前払年金費用	1,202
その他	16
繰延税金負債合計	1,219
繰延税金資産の純額	7,834百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は223百万円増加し、その他有価証券評価差額金は224百万円増加し、繰延ヘッジ損益は1百万円増加し、法人税等調整額は2百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は35百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	3,958円49銭
1株当たり当期純利益	122円86銭

(注) 当事業年度において、役員報酬BIP信託及び山形銀行従業員持株会専用信託として保有する当行株式は、1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は592千株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は157千株であります。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 7 社

会社名

山銀保証サービス株式会社

山銀リース株式会社

山銀システムサービス株式会社

やまぎんカードサービス株式会社

T R Y パートナース株式会社

やまがた協創パートナース株式会社

やまぎんキャピタル株式会社

(連結の範囲の変更)

2024年12月23日付けで解散した木の実管財株式会社は清算終了（2025年3月24日）により連結の範囲から除いております。

② 非連結の子会社及び子法人等 3 社

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合

山形創生ファンド投資事業有限責任組合

やまがた協創ファンドⅠ号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合は、2024年11月30日で解散し、2025年2月21日で清算終了しております。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等の名称

会社名

小林ダクト工業株式会社

有限会社リペア・ナガオカ

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成等の目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3 社

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合

山形創生ファンド投資事業有限責任組合

やまがた協創ファンドⅠ号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合は、2024年11月30日で解散し、2025年2月21日で清算終了しております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
 - ⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等 2社
投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成等の目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。
- (3) 開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。
- (4) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、重要性が乏しいものを除いて、定額法により償却することとしております。

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	12,008	10,215	129,520	△882	150,862
当期変動額					
剰余金の配当			△1,124		△1,124
親会社株主に帰属 する当期純利益			4,412		4,412
自己株式の取得				△1,075	△1,075
自己株式の処分		△143		730	586
自己株式の消却		△454		454	—
利益剰余金から資本 剰余金への振替		598	△598		—
土地再評価差額金 の取崩			18		18
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	2,708	109	2,817
当期末残高	12,008	10,215	132,228	△773	153,680

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整累 計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△10,567	△374	1,354	2,352	△7,234	177	143,805
当期変動額							
剰余金の配当							△1,124
親会社株主に帰属 する当期純利益							4,412
自己株式の取得							△1,075
自己株式の処分							586
自己株式の消却							—
利益剰余金から資本 剰余金への振替							—
土地再評価差額金 の取崩							18
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△10,390	244	△54	△423	△10,623	2	△10,620
当期変動額合計	△10,390	244	△54	△423	△10,623	2	△7,803
当期末残高	△20,957	△129	1,299	1,928	△17,858	180	136,002

(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月31日まで) 連結計算書類の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、外貨建その他有価証券（債券）の換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については外国為替売買損益として処理しております。

- ② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～15年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として過去5算定期間の貸倒実績率に基づき、正常先債権は今後1年間の予想損失額を、要注意先債権は今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。なお、将来見

込み等必要な修正を加えて予想損失額を算定する場合があります。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額が一定額以上の先については、合理的に見積られたキャッシュ・フローにより回収可能な部分を当該残額から除いた額を、それ以外の先については、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を算定し、計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員及び執行役員への賞与の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13)収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が現金である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する連結会計年度に計上しております。

③ 顧客との契約から生じる収益の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスが顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(14)重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

連結される子会社及び子法人等はヘッジ会計の適用される取引は行っておりません。

(15)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益については、投資信託全体で集計し、期中収益分配金等含めた全体で益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、全体で損の場合は「その他業務費用」に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

貸倒引当金

- (1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 8,911百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5)貸倒引当金の計上基準」に記載しております。なお、過去の貸倒実績率は、将来の損失に対し十分であると判断しており、当該実績率に基づき予想損失額を算定し、貸倒引当金を計上しております。

②主要な仮定

主要な仮定は「債務者区分の判定における個別債務者の業績等の将来見通し」であり、債務者区分の判定にあたって、物価の高止まり等も踏まえて、個別債務者の返済能力を評価し業績等の将来見通しを仮定しております。なお、債務者が経営改善計画等を作成している場合には、当該経営改善計画等の評価も考慮の上、業績等の将来見通しを仮定しております。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

物価の高止まり等債務者を取り巻く経営環境の変化や、個別債務者の事業戦略の成否等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度における貸倒引当金の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(役員向け株式報酬制度)

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役及び取締役を兼務しない執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役を除く、以下、「取締役等」という。）を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を導入しております。

1. 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における帳簿価額は199百万円であります。
- (3) 信託が保有する自社の株式の期末株式数は147千株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当行の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

1. 取引の概要

山形銀行従業員持株会(以下、「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。当行が信託銀行に「山形銀行従業員持株会専用信託」(以下、「E-Ship信託」という。)を設定し、E-Ship信託は、今後2年7ヶ月にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当行株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当行からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、E-Ship信託が当行株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当行株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当行が当該残債を弁済することになります。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

(1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は569百万円であります。

(3) 信託が保有する自社の株式の期末株式数は445千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度 570百万円

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. **無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)**により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に4,903百万円含まれております。

2. **銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権**は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,041百万円
危険債権額	10,137百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	6,642百万円
合計額	20,821百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に

従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. **手形割引**は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,909百万円であります。

4. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 209,270百万円

担保資産に対応する債務

預 金 18,492百万円

借 用 金 103,588百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券5,676百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金167百万円及び中央清算機関差入証拠金20,000百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、544,233百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が518,810百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の**事業用の土地の再評価**を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士

による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- 1,808百万円
7. 有形固定資産の減価償却累計額 20,941百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,742百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は22,226百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益5,946百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損328百万円及び株式等償却461百万円を含んでおります。
3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下、地価の下落及び店舗統廃合の決定等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の営業店舗等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額67百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	主な用途等	種類	減損損失	場所
遊休資産	遊休資産2カ所	土地、建物及び動産	67百万円 (うち土地35百万円)	山形県

営業用店舗については、グループ一体営業におけるグループ単位ごと（ただし、グループ一体営業を行っていないところは営業店単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各グループ、又は各店舗を、遊休資産については各資産をグループ핑の最小単位としております。本部、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「不動産鑑定評価基準」や「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」等に基づき算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	32,500	—	283	32,216	注1
合計	32,500	—	283	32,216	
自己株式					
普通株式	507	828	741	594	注2,3,4
合計	507	828	741	594	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少283千株は、会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少283千株であります。
2. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が147千株、山形銀行従業員持株会専用信託が保有する当行株式が445千株含まれております。
3. 普通株式の自己株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 0千株

役員報酬BIP信託による当行株式の取得による増加 24千株

信託型従業員持株インセンティブ・プラン

(山形銀行従業員持株会専用信託) 導入による増加	445千株
定款の定めによる取締役会決議により買い受けたことによる増加	358千株
4. 普通株式の自己株式数の減少の内訳は次のとおりであります。	
役員報酬BIP信託による当行株式の交付による減少	11千株
会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少	283千株
定款の定めによる取締役会決議に基づく自己株式の処分による減少	445千株

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年5月14日 取締役会	普通株式	562百万円	17.50円	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	562百万円	17.50円	2024年9月30日	2024年12月5日
合 計		1,124百万円			

(注) 1. 2024年5月14日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金2百万円が含まれております。

2. 2024年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金 の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	885百万円	利益 剰余金	27.50円	2025年3月31日	2025年6月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金4百万円及び山形銀行従業員持株会専用信託が保有する当行株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、当行という）は、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務中心に金融サービスに係る事業を行っております。当行が主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。このように、当行の金融資産及び金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じたりするリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融資本市場の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための資産・負債の総合管理（ALM）を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不

履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債である預金やコールマネー等は、金融資産との金利又は期間のミスマッチによる金利変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利にて調達することを余儀なくされることによる損失を被る資金繰りのリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金の調達ができなくなる場合や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被る等の市場流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、融資を行う際の基本的な考え方、行動基準等を定めた「クレジットポリシー（融資業務規範）」、信用リスクの具体的な管理方法を定めた「信用リスク管理規程」に基づき、公共性・安全性・成長性・収益性を重視した与信判断、信用格付・自己査定によるリスク量の把握、特定先への集中排除を原則としたリスクコントロール等に取り組んでおります。また、審査管理部門を営業推進部門から分離し、独立性を確保したうえで、厳正な信用リスク管理を行っております。

自己査定については、資産の健全性確保の観点から、監査部門による監査を含め、厳格な査定を実施するとともに、査定結果に基づいた適正な償却・引当を行っております。

さらに、事業性融資先を対象とした信用格付制度を導入し、定量面・定性面の両面から企業実態の把握に努めております。

信用リスクの減殺方法としては、当行が融資取引に際して徴求している物的担保及び人的担保（保証）、貸出金と預金との相殺等があり、当行では、「クレジットポリシー（融資業務規範）」において担保についての考え方を定め、担保の評価、管理の方針及び手続きは取扱要領等により規程化しております。

信用リスク量の測定方法及び手続については、取扱要領等により規程化しており、融資先の信用格付等に基づくリスク計測を月次で実施しております。なお、計測結果についてはALM会議（常務会）への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当行は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領等においてリスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、またALM会議（常務会）において現状の把握、実施の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV（ベースス・ポイント・バリュー）、VaR（バリュー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでALM会議に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)価格変動リスク管理

有価証券を含む投資商品の運用・管理については、半期ごとに取締役会で決定する「運用方針及びリスク管理方針」に基づいて行っております。有価証券の運用においては、金融市場部のミドルセクション及びリスク統括部において、VaR等を用いて市場リスク量を定量的・網羅的に計測・把握しております。また、これらの情報は日次・週次・月次等、金融商品ごとに定めた頻度で担当取締役やALM会議（常務会）等に報告され、規定の遵守状況等が管理されております。

(iii)市場リスクに関する定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主な金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」、「デリバティブ取引」等であります。

当行において市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間90日（※）、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

2025年3月31日（連結決算日）現在の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で43,054百万円であります。

なお、当行では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテスト等を実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（※）「有価証券」のうち政策投資株式の保有期間は125日

③ 流動性リスクの管理

当行では流動性リスクの管理手続、管理体制等を定めた「流動性リスク管理規程」に基づき、管理部署の明確化を図るとともに、平常時・懸念時・緊急時等、状況に応じた流動性準備の水準を設定するなど、不測の事態が生じても流動性が十分確保できるような管理体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	32,020	31,760	△259
その他有価証券（※１）	764,016	764,016	—
(2) 貸出金	2,031,593		
貸倒引当金（※２）	△8,410		
	2,023,182	2,010,113	△13,069
資産計	2,819,219	2,805,890	△13,329
(1) 預金	2,847,255	2,846,810	△445
(2) 譲渡性預金	33,981	33,981	—
(3) 借用金	106,604	106,398	△206
負債計	2,987,841	2,987,190	△651
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,433)	(1,433)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(189)	(189)	—
デリバティブ取引計	(1,622)	(1,622)	—

（※１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注１） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※１）（※２）	1,786
② 組合出資金（※３）	15,544

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について461百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16号に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
其他有価証券（※）				
国債・地方債等	111,988	154,294	—	266,282
社債	—	97,052	—	97,052
株式	23,864	—	—	23,864
投資信託	41,401	260,361	—	301,763
その他	—	65,529	—	65,529
資産計	177,254	577,237	—	754,492
デリバティブ関係				
金利関連	—	189	—	189
通貨関連	—	1,368	—	1,368
クレジット・デリバティブ	—	—	65	65
負債計	—	1,557	65	1,622

(※)其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は9,524百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はそ 他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基準価格 を時価とみなすこと とした額	投資信託の基準 価格を時価とみ なさないことと した額	期末 残高	当期の損益に計上した額 のうち連結貸借対照表日 において保有する投資信 託の評価損益
	損益に 計上 (a)	その他の 包括利益 に計上					
9,731	△19	152	△340	—	—	9,524	—

(a) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	9,953	—	—	9,953
社債	—	—	21,807	21,807
貸出金	—	84,467	1,925,645	2,010,113
資産計	9,953	84,467	1,947,453	2,041,873
預金	—	2,846,810	—	2,846,810
譲渡性預金	—	33,981	—	33,981
借入金	—	103,507	2,890	106,398
負債計	—	2,984,300	2,890	2,987,190

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額及び利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しており、内部格付等に基づき主にレベル3に分類しております。

その他に含まれる一部の債券については、取引金融機関等から提示された価格を時価としており

ますが、重要な観察できないインプットが用いられている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、主に貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、当該時価はレベル3に分類しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としており、レベル3に分類しております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、レベル3に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、借入金の種類及び内部格付、期間（残存期間又は金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、主にレベル2の時価に分類しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）等であり、取引所取引は取引所等における最終の価格、店頭取引は公表された相場価格が存在しないため、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。なお、店頭取引における取引相手方の信用リスクに関する調整(CVA)については、時価等に与える影響が軽微であることから考慮しておりません。取引所取引については主にレベル1に分類しております。店頭取引については、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取

引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
デリバティブ取引				
クレジット・デリバティブ	割引現在価値法	クレジットイベント 発生率	0.45%～1.50%	0.77%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2025年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上 した額のうち連結 貸借対照表日にお いて保有する金融 資産及び金融負債 の評価損益 (※)
		損益に 計上 (※)	その他 の包括 利益に 計上					
有価証券								
その他有価証券								
その他	8,173	—	9	△8,182	—	—	—	—
デリバティブ取引								
クレジット・ デリバティブ	△39	△25	—	—	—	—	△65	△65

(※) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門及び市場部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各部門が時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門及び市場部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、クレジットイベント発生率であります。クレジットイベント発生率は、クレジット・デフォルト・スワップ契約においてクレジットイベントが発生し、損害補填金を受け取る可能性を示す推定値であります。クレジットイベント発生率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい上昇（下落）を生じさせます。

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は200百万円増加し、その他有価証券評価差額金は223百万円増加し、繰延ヘッジ損益は1百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は28百万円減少し、法人税等調整額は2百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は35百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客等の契約から生じる収益を分解した情報（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	信用 保証業	計	その他	合計	調整額	連結 計算書類 計上額
役務取引等収益								
預金・貸出業務	1,244	—	—	1,244	—	1,244	—	1,244
為替業務	1,348	—	—	1,348	—	1,348	—	1,348
証券関連業務	58	—	—	58	—	58	—	58
代理業務	855	—	—	855	—	855	—	855
投資信託業務	809	—	—	809	—	809	—	809
保護預り貸金庫業務	44	—	—	44	—	44	—	44
その他	2,341	—	2	2,343	1,078	3,422	—	3,422
その他業務収益	—	—	—	—	252	252	—	252
顧客との契約から 生じる経常収益	6,701	—	2	6,704	1,331	8,035	—	8,035
上記以外の経常収益	38,684	5,784	238	44,707	145	44,853	△ 28	44,825
外部顧客に対する 経常収益	45,386	5,784	241	51,412	1,477	52,889	△ 28	52,861

(注)「その他」の区分は、データ処理、クレジットカード、地域商社及びベンチャーキャピタル業等を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当行並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務、投資信託業務、保護預り貸金庫業務等の金融サービスに係る役務の提供であります。

収益の計上時期は、主に約束したサービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。連結される子会社及び子法人等のクレジットカード会員年会費等サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

収益の計上額は、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。連結される子会社及び子法人等が参加する他社が運営するポイントプログラムについては、将来利用される見込額を第三者のために回収する額として認識し、クレジット加盟店手数料より控除しております。

3. 当該連結会計年度及び当該連結会計年度の末日後の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額	4,295円28銭
1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	138円17銭

(注) 当連結会計年度において、役員報酬BIP信託及び山形銀行従業員持株会専用信託として保有する当行株式は、1株当たり情報の算出において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は592千株であります。また、1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は157千株であります。